

平成19年1月18日付けで、会員に対し、次のとおり「法令遵守の一層の徹底を図るための社員教育の実施及び社内管理体制の点検、整備等について」の要請を行いました。

1. 社員教育の徹底

商品取引所法関係法令及び商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン並びに本会の自主規制規則（以下「法令等の規制措置」という。）、さらには各社の受託業務管理規則について、社員に対する教育研修を速やかに実施し、実際の勧誘及び受託等業務の現場において法令等の規制措置等の遵守の徹底を図ること。

2. 社内管理体制の点検・整備

(1) 社内管理体制の点検について

苦情等の実態を踏まえ、以下の事項について貴社の法令遵守体制を再度点検すること。また、これらの点検の結果、なお体制整備が必要であると判断した事項がある場合には、実効ある体制とするよう改善を図ること。

- ① 説明義務を適正に履行するための管理体制
- ② 投資可能資金額を超える勧誘等、適合性の原則に違反する勧誘行為を防止するための管理体制
- ③ 勧誘拒否者（委託拒否者）への再勧誘を防止するための管理体制
- ④ 法令に違反する両建て勧誘を防止するための管理体制
- ⑤ 仕切拒否又は仕切回避等の法令違反を防止するための管理体制
- ⑥ 事故関与者（法令違反者を含む。）及びその管理職者に対する処分等を厳格に実施するための管理体制
- ⑦ 違反等行為の本会への届出を厳格に行うための管理体制
- ⑧ 登録外務員に対する給与体系に関し、過大な取引を誘発する体系とならないよう管理する体制
- ⑨ 商品取引事故等の原因の分析及びそれを踏まえた再発防止策を講じる管理体制
- ⑩ 個人情報保護法の遵守のための管理体制
- ⑪ その他、貴社が点検を必要とした事項

(2) 主務省からの要請について

主務省の「商品取引受託業務における法令遵守の一層の徹底を図るための自主規制の強化等について（要請）」において求められている①商品先物取引の委託拒否者又は勧誘拒否者への再勧誘の防止体制、②商品取引事故等の原因の分析及びそれを踏まえた再発防止策を講じる管理体制、③商品取引受託業務に関し法令等違反行為に関与

した役職員に対する社内処分を講じる体制については、その体制の整備を図ること。

3 以上の点について、実施状況を報告すること。